

第 16 回 香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和 2 年 5 月 26 日（火） 15 : 00 ~ 15 : 20

場所 県庁本館 12 階大会議室

議題 1 「国の緊急事態解除宣言について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題 2 「香川県における対応について」

本部長（知事）から資料に沿って説明

緊急事態解除宣言後の「感染予防対策期」における県民の皆様へのメッセージをお示しする。

皆様のおかげにより、緊急事態宣言は解除されたが、新型コロナウイルス感染症対策は長丁場で取り組んでいかなければならず、特に、第二波、第三波による感染拡大といった事態にならないよう、引き続き、気を緩めることなく対応していく必要がある。

一方、感染を防止しながらも、これまでの新型コロナウイルス感染症対策での経済活動の制約により、県内経済への影響も見受けられるところであり、今後は、社会経済活動の回復に向けた取組みも考えていかなければならない。

そこで、全国の緊急事態宣言解除を受け変更された、国の基本的対処方針の取組み内容も踏まえ、緊急事態宣言後の本県における対応につき、取りまとめた。

5 月 14 日に、本県を含む 39 県において、国の緊急事態宣言が解除されたこと、また、本県の検査体制や医療提供体制などを踏まえ、5 月 15 日の本部会議において、それまでの「香川県緊急事態」宣言を改め、「香川県感染警戒宣言」を発令し、「(3) 感染警戒期」における、県民の皆様、事業者の皆様へ各般のお願いをしてきたところである。

あわせて、本県における新型コロナウイルス感染症に対する 4 つの対策期とそれぞれの移行基準をあわせてお示していたが、昨日、全ての都道府県の国の緊急事態宣言が解除されたことから、本日より、これまでの「(3) 感染警戒期」から、「(4) 感染予防対策期」に移行させることとする。

ただ、緊急事態宣言が全て解除されても、全てが自由に行動できるわけではなく、再度の感染拡大、また、第二波、第三波による感染拡大に備えるため、県民の皆様、事業者の皆様には、新しい生活様式の徹底など、引き続き感染予防に努めていただきたいと考えている。

感染予防対策期の対策については、昨日の国の基本的対処方針等を踏まえ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていきたいと考えている。

まず、感染予防対策期の対策の考え方については、緊急事態宣言が解除された後は、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、本県の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、一定の移行期間を設け、外出の自粛や催物（イベント等）の開催制

限等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととしている。

その際、感染状況は地域によって異なることから、適切に判断する必要があるとともに、人の移動があることから、社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意する必要がある。

移行期間は、概ね3週間ごと、①6月18日までの3週間程度、②その後の3週間程度、③②の後の3週間程度として、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限等を段階的に緩和したいと考えている。なお、③の期間終了後の取扱いについては、今後検討する。

1. 県民への協力依頼等

(1) 外出の自粛等

国の緊急事態宣言は解除されたが、国の基本的対処方針等を踏まえ、地域間での感染拡大を一定期間観察する必要から、引き続き、5月末までは、都道府県をまたぐ不要不急の移動は、感染拡大防止の観点から避けるようお願いする。

また、6月1日から①の期間である6月18日までは、5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域（東京都ほか首都圏1都3県及び北海道）との間の移動は、県民の皆様には慎重に検討して行動していただくようお願いする。

引き続き、これまでにクラスターが発生しているような施設、例えば、接待を伴う飲食業、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等への外出は、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されるまでは、感染拡大防止の観点から避けるようお願いする。

逆にいうと、ガイドラインの徹底等がなされていることが確認できることを前提として、外出の自粛要請等の緩和を検討していくということである。

具体的に申し上げますと、別添3「業種別ガイドライン策定状況」では、これらの業種のうち、カラオケ、スポーツジムについては、5月末までに、接待を伴う飲食業、ライブハウスについては、資料では「調整中」となっているが、国からの事務連絡によると、6月18日までに、それぞれの業界団体が、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを策定する予定で調整中であると同っており、それらのガイドラインが策定され、それが徹底されることが確認できれば、こうした店舗への外出の自粛はお願いしないこととなる。

その上で、こうした感染防止対策を講じていることを店舗に掲示するなどにより、利用者へ周知していただくことを検討しており、店舗への掲示内容の例等についても今後お示ししたいと考えている。

(2) 新しい生活様式の徹底

これまでも幾度となく申し上げてきたが、引き続き、「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策に努めていただくようお願いする。

この取組み例としては、別添1「人の接触を8割減らす10のポイント」、別添2「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」を参考にしていきたい。

2. 事業者への協力依頼等

5月14日以降、業種ごとに、感染拡大予防ガイドラインの策定も進んできた。事業者の皆様におかれては、これらのガイドラインに示された対策を徹底していただくとともに、県が策定した適切な感染防止対策の取組例も参考にいただき、感染防止対策の徹底を図っていただくようお願いする。

なお、今回から、県外客の利用自粛を促す対策の実施や特売・ポイントセール等の自粛は協力依頼をしないこととする。

また、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを推進すること、事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査への協力についても、よろしくお願いする。

3. 催物（イベント等）の開催

まず、国の基本的対処方針等を踏まえ、引き続き、5月末までは、一定人数以下、屋内では100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数、屋外では200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）を目安として、イベント等を開催する場合は、県外からの参加者を極力減らし、適切な感染防止策を講じた上で開催可能とする。

なお、6月1日以後の催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提にして、①～③の期間ごとに、段階的な規模要件（人数上限）の緩和を今後検討してまいりますが、昨日示された、国の基本的対処方針等での考え方を精査し、改めて、6月に開催する本部会議において、お示ししたい。

4. 県有施設等における対応

多数の集客が見込まれる栗林公園、県民ホール（大・小ホール）、サンメッセ香川（大・小ホール）等については、これまで原則休館としていたが、この度、適切な感染防止対策を講じた上で、準備が整い次第、開館していく。

施設ごとの詳細については、別添5「県有施設等における対応」にてご確認いただきたい。栗林公園については、諸準備の上、6月1日から再開することとしている。

5. 観光振興

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る上で、観光振興による経済回復も考えていく必要があるが、観光振興の観点からの人の移動については、まずは、①の期間を想定しているが、県内の観光振興から取り組むこととし、その後、②の期間を想定しているが、それまでの状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施してまいりたいと考えている。

以上、感染予防対策期における対策についてご説明したが、緊急事態宣言の解除により、全てが元通りになる訳ではなく、県民の皆様、事業者の皆様においては、引き続き、新しい生活様式の徹底、適切な感染防止対策を講じていただくようお願いする。

最後に補正予算の関係であるが、新型コロナウイルスとの闘いには、新しい生活様式などを取り入れ、感染防止対策と社会経済活動の回復の両立を図りながら、長丁場で取り組んでいかなければならない。

従って、今後は、第2波、第3波の感染拡大に備え、引き続き、感染防止に必要な対策を講じるとともに、雇用の維持や事業継続に必要な支援に取り組みつつ、県民の社会・経済活動の回復に必要な対策についても、時期を逸することなく講じていく必要がある。

国においては、今週、第2次補正予算案が公表される予定となっているが、今後は、国の動向を注視しながら、各部局においては、早急に情報収集のうえ、県の補正予算に盛り込むことも含め、必要な対策について検討するようお願いする。

いずれにしても、状態がすぐに元通りになるということではなく、感染拡大の防止と社会経済活動の回復の両立に向けて、引き続き、県民の皆様、事業者の皆様には、適切な行動をお願いする。

各部局においては、県民生活の安全・安心の確保を図るため、引き続き、全庁を挙げて一丸となり、スピード感をもって事態に当たっていただくようお願いする。

私としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束に向けて、気を緩めることなく、引き続き、国や各都道府県、県内各市町とも力を合わせて全力で取り組んでまいりますので、県民の皆様、事業者の皆様におかれては、引き続きの御理解、ご協力をお願いする。